

# 労務 ROAD

## ■ 在宅勤務に係る費用負担等に関する Q&A

新型コロナウイルス感染症の拡大・緊急事態宣言の発令により勤務形態を在宅勤務として勤務させている事業所が増加しています。その中で在宅勤務に係る所得税等について Q & A 形式でお届けさせていただきます。

Q	A
在宅勤務手当を支給した場合は、課税する必要があるか。	実費相当額を精算する場合は課税する必要はありませんが、一律で〇〇円支給とする場合は課税する必要があります。
事務用品を支給した場合は、課税する必要があるか。	貸与する場合は課税する必要はありませんが、支給する場合は現物給与として課税する必要があります。
通話・通信費等の業務使用に係る部分は課税する必要があるか。	通話明細等により確認した部分は課税する必要はありません。 通信費については計算により割り出し、在宅勤務として使用が認められる部分については課税する必要がありません。*

\*通信費の業務使用部分の計算例（この計算方法は1つの例です）

例 11月に在宅勤務を20日、1箇月の通信費等が10,000円の場合

10,000円 × 20/30 × 1/2 = 3,334円が業務のために使用した通信費等になります。

※上記算式の1/2は、1日のうち業務使用部分8時間の通信料を仮定しています

【国税庁 より】

## ■ 雇用調整助成金等の特例措置延長について

従来は2021年2月末までが延長対象期間だった助成金等について緊急事態宣言解除が全国で解除された月の翌月末まで延長されることが予定されています。現在延長が決定・予定されている施策は以下の通りです。

- 雇用調整助成金の特例措置
- 緊急雇用安定助成金
- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金



### <参考>雇用調整助成金の特例措置

事業主が労働者に休業手当等を支払う場合、その一部を助成する制度です。特例措置により上限額及び助成率の引き上げを行っており、一人1日15,000円を上限額として、労働者へ支払う休業手当等のうち最大10/10が助成されます。この特例措置は、緊急事態宣言が全国で解除された月の翌々月から一人1日13,500円が上限となり、労働者へ支払う休業手当等のうち9/10の助成となる予定となっています。

・3/7に緊急事態宣言が解除された場合

	金額	助成率
4月末まで	15,000円	10/10
5/1~6/30	13,500円	9/10

【厚生労働省 より】

VOL.734  
(2102-2)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056  
大阪府中央区久太郎町  
1-9-26 船場 IS ビル 5F  
TEL:06-6264-6264  
FAX:06-6264-6265  
HP: <https://k-s-j.net/>  
編集担当: 木下・安曇・黒瀬

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6264-6543 まで！

先日、近所の公園にある植物園に梅を見に行きました。

いつも大阪城に行くことが多かったのですが、植物園はあまり行ったことがなかったのですが、こぢんまりとした梅林のコーナーがあって、五分咲きぐらいでしたが、とてもきれいでした。

人も少なくゆっくりと見ることができ、近場でのんびりもいいなあと思いました。

(藁科)

2月 労務スケジュール

- ・サイバーセキュリティ  
月間
- ・省エネルギー月間